

広島県告示第 969 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、
公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 20 年 12 月 1 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 20 年 11 月 25 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

福山市

福山市東桜町 3 番 5 号

(2) 代表者の氏名

市長 羽 田 皓

3 埋立区域

(1) 位置

(第 1 工区)

福山市田尻町字灘 2870 番 7, 2900 番 3 及び同町字藤ノ棚乙 3495 番 1 の地先公有水面

(2) 区域

(第 1 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点と結んだ線により囲まれた区域。

①の地点	広島県福山市熊野町字細畑甲 326 番地の国土地理院三等三角点「細畑」（北緯 34 度 25 分 1.3709 秒，東経 133 度 22 分 21.305 秒，標高 394.72m）から 77 度 13 分 20 秒 1,237.25m の地点		
②の地点	①の地点から	220 度 34 分 04 秒	5.00m の地点
③の地点	②の地点から	175 度 09 分 28 秒	55.76 m の地点
④の地点	③の地点から	130 度 33 分 50 秒	5.00 m の地点
⑤の地点	④の地点から	175 度 59 分 06 秒	5.49 m の地点
⑥の地点	⑤の地点から	176 度 01 分 59 秒	4.36 m の地点
⑦の地点	⑥の地点から	265 度 58 分 10 秒	9.36 m の地点
⑧の地点	⑦の地点から	265 度 59 分 14 秒	35.23 m の地点
⑨の地点	⑧の地点から	176 度 05 分 47 秒	5.02 m の地点
⑩の地点	⑨の地点から	153 度 55 分 17 秒	0.68 m の地点
⑪の地点	⑩の地点から	199 度 54 分 43 秒	0.68 m の地点
⑫の地点	⑪の地点から	243 度 08 分 00 秒	0.67 m の地点
⑬の地点	⑫の地点から	288 度 11 分 53 秒	0.68 m の地点

⑭の地点	⑬の地点から	265 度 58 分 37 秒	36.40 m の地点
⑮の地点	⑭の地点から	9 度 00 分 24 秒	10.93 m の地点
⑯の地点	⑮の地点から	9 度 01 分 10 秒	26.21 m の地点
⑰の地点	⑯の地点から	7 度 11 分 31 秒	3.17 m の地点
⑱の地点	⑰の地点から	0 度 15 分 19 秒	4.48 m の地点
⑲の地点	⑱の地点から	356 度 19 分 43 秒	5.10 m の地点
⑳の地点	⑲の地点から	352 度 37 分 59 秒	4.64 m の地点
㉑の地点	㉑の地点から	350 度 34 分 05 秒	25.62 m の地点
㉒の地点	㉑の地点から	85 度 59 分 50 秒	61.64 m の地点

(3) 面積

(第 1 工区)

5475.71 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 16 年 11 月 8 日 広島県告示第 1343 号

(平成 16 年 11 月 1 日付け指令港管第 63 号で免許)

5 法第 22 条第 3 項の市町名

福山市